

近江八幡市地域おこし協力隊【有機農業就農型】

募集要項

1. 概要

近江八幡市は滋賀県のほぼ中央、琵琶湖の東側に位置し、ＪＲ京都駅まで約３０分、大阪駅まで約１時間と近隣都市部から近く、交通の利便性に恵まれたまちです。

観光、歴史、文化資源も豊富であり、滋賀県内の観光入込客数が最多の「ラ コリーナ 近江八幡」をはじめ、近江商人ゆかりの「まちなみ」や「八幡堀」、織田信長が築いた「安土城跡」、日本唯一の淡水湖で人が暮らす島「沖島」やラムサール条約登録湿地「西の湖」が点在しています。また、近江牛の生産量は県内随一であり、近江米のほか、ニゴロブナやホンモロコに代表される湖魚など、食の宝庫であり、魅力に溢れています。

琵琶湖や西の湖、農地の生物多様性を回復し、水鳥や魚類をはじめ多様な生物が生息できる環境を保全していくためには、近江八幡市の内湖と水路網に囲まれた農地と地域知を活かし、有機農法により脱炭素に貢献するとともに、農業排水による水質悪化を防ぐ必要があります。

この実現のため、生産者をはじめ、市民や消費者、事業者と共に、土や水、生き物の命を守る地域づくりを考え、オーガニックなまちづくりをめざして、令和７年３月に「近江八幡市有機農業実施計画」を策定し、有機農業の推進に取り組んでいるところです。

しかしながら、農業の担い手の高齢化により後継者のいない農家が増えてきており、このままでは地域コミュニティも縮小していく恐れがあります。

そこで、地域の生産者と連携しながら近江八幡市の有機農業を推進し、新たな担い手として将来活躍いただける地域おこし協力隊を募集します。

2. 募集人数

２名（任期は最長３年間）

3. 活動内容

以下の活動に取り組んでいただく予定です。詳細は、採用後に改めて市と協議の上決定します。

(1)有機栽培の知識と技術の習得及び実践

- ・市内の有機農業者が経営するほ場等での実作業を通じた研修
- ・有機農産物の栽培実践
- ・市や他機関が実施する研修への参加

(2)有機農業の推進及び有機農産物のＰＲに係る情報発信等

(3)オーガニックイベントへの参画

- ・オーガニックビレッジ推進に向けたイベントの企画や運営への協力

(4)その他有機農業の推進に関する企画の立案や活動など（提案型）

4. 募集対象者

- (1)令和7年4月1日時点で概ね40歳までの方。
- (2)三大都市圏をはじめとする都市地域等に居住している、または地域おこし協力隊であった方（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内）で、隊員としての活動が決定した後、近江八幡市に住民票及び生活拠点を異動できる方
※地域要件は、総務省が定める「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの地域要件」による。詳細は総務省ウェブページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認票」を確認してください。
- (3)活動期間終了後も、近江八幡市で引き続き定住を考えている方
- (4)心身ともに健康な状態で地域活動に意欲をもって積極的かつ誠実に活動できる方。
- (5)普通自動車免許を有する方(AT車限定も可)
- (6)パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント）の操作ができ、SNS等を活用した情報発信ができる方
- (7)地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

5. 活動場所・ほ場見学

5-1.活動場所

- ・次の市内有機農業者が経営するほ場の内いずれか。
 - ①(株)近江園田ふぁーむ（近江八幡市野村町2504-1）
 - ②(有)中谷農場（近江八幡市大中町11）
 - ③NPO法人 百菜劇場（近江八幡市鍛冶屋町8-1）

※希望を確認し、受入可能人数により調整することがあります。

※着任後1年目は、上記ほ場を主要な研修場所とする予定です。

・活動内容により、自宅や市内コワーキングスペースでのリモートワークも可能です。

・イベント等については市外への出張の可能性もあります。

5-2.ほ場見学

・ほ場見学が可能な期間は次のとおりです。

令和8年1月8日（木）～1月22日（木）

※事前に予約が必要です。見学希望の場合は、担当課までご連絡ください。

6. 活動時間

月160時間程度(原則として、1日7時間45分、1週間につき40時間以内)

※活動は原則平日となりますが、土・日・祝日の活動もあり、その場合振替対応とします。

7. 活動期間

1年間とします。ただし、初年度は委嘱した日からその年度の末日（3月31日）とし、隊員と市の合意のもと、委嘱した日から最長3年まで期間を延長することができます。

委嘱日(活動開始日)については、令和8年3月または4月を予定しており、候補者との

協議により決定します。※期間内で都合がつかない場合等は、市と協議の上、委嘱日を設定し、可能な限り考慮します。

8. 任用形態

近江八幡市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、市長が委嘱します。

本市と雇用契約及び雇用関係はありません。

9. 報償費・活動経費

9-1. 報償費

月額 210 千円

※支払時には所得税を源泉徴収して支払います。

※雇用関係にないことから、所得税の年末調整は実施しません。自ら税務署への確定申告が必要です。

※これに加え、従事期間の実績により期末手当を支給します。

※初年度について、月途中で委嘱した場合は、日割り計算して支払います。

9-2. 活動経費

報償費とは別に市との契約に基づき、委嘱期間に応じて活動経費を支給します。

※下記「10.その他、諸条件」(2)(3)

10. その他、諸条件

(1)活動期間中の国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料などは、隊員の自己負担となります。

(2)活動に要する経費(活動旅費、消耗品費、研修会参加費等)は、別途、市の予算の範囲内で、市と隊員が委託契約を締結し、その委託料の範囲で支出します。

(3)活動期間中の住居は、民間の住居を借りていただくこととなります。家賃については、月額 31,000 円を上限とし、上記(2)の中から支出することができます。また、住居に係る初期費用、光熱水費、インターネットなどの通信料、転居に係る費用、生活備品等は隊員の自己負担となります。

(4)活動に支障をきたさないことを条件に、兼業を認めることがあります。その場合は事前に市へ届け出て、許可を得る必要があります。

(5)活動期間中であっても次に定める場合は、委嘱を取り消す場合があります。

①自己の都合により解任を申し出たとき

②傷病、事故等により、活動が継続できなくなったとき

③活動を怠ったとき

④地域おこし協力隊の信用を傷つけ、又は市の不名誉となる行為を行うなど、隊員としてふさわしくないと判断したとき

11. 募集期間

令和7年12月1日(月)から令和8年1月28日(水)まで

12. 応募方法

下記 13.提出書類を、11.募集期間 内に必着で、近江八幡市総合政策部企画課まで郵送又は電子メールにて送付するものとする。電子メールの場合は、写真や添付書類が読み取り可能な画質を確保し、PDF ファイル形式で送付するものとする。郵送の場合は、応募した書類については返却しないものとする。

13. 提出書類

(1)近江八幡市地域おこし協力隊【有機農業推進業務】応募用紙(様式 1)

(2)住民票の写し（本籍・続柄・マイナンバーを省略したもの）

※地域要件の確認に使用します。

(3)活動提案書

様式は任意としますが、用紙サイズは A4 判で 2、3 枚程度とします。

テーマは「有機農業を推進する近江八幡市の地域おこし協力隊として、これまでの自分の経験や能力をどう活かすか」について、志望動機を含めて記載してください。

※その他、今までの近江八幡市に無かったような面白いまちづくり企画や提案などを含めていただいても構いません。自由に作成ください。

14. 選考方法

(1)第一次選考(書類選考)

提出書類により、応募資格、書類の形式について審査します。

応募者が 10 名に満たない場合は、第二次選考とあわせて行う場合があります。

結果については、令和 8 年 2 月上旬に郵送又は電子メールで通知する予定です。

(2)第二次選考（面接試験）

A「個人面接」、又は、B「個人面接、集団討論」の何れかにより行います。

なお、B については第二次選考受験者が 4 名以上の場合に実施する予定です。

日程は、第一次選考の結果を連絡する際に通知します。(2 月下旬予定)

会場は、近江八幡市役所（近江八幡市桜宮町 236 番地）を予定しており、見学及び面接に係る交通費等は自己負担となります。

(3)最終選考結果の通知

上記の選考により近江八幡市地域おこし協力隊の候補者を決定し、第二次選考の日から概ね 2 週間以内に郵送又は電子メールで通知します。委嘱の日については、令和 8 年 3 月以降を予定しており、候補者と市で協議の上決定します。

15. 担当

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

近江八幡市総合政策部企画課 担当：中川、東、野田（卓）

電話：0748-36-5527（直通：平日 9：00～17：00）

E-mail：010202@city.omihachiman.lg.jp